

第15回兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 議 事 録

1 日 時 令和4年1月25日(火)午後3時30分～4時55分

2 場 所 兵庫県後期高齢者医療広域連合 会議室

3 出 席 者

(1) 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 力宗 幸男 委員 奥原 大樹 委員 加藤 友野

(2) 事務局

事務局長 児玉 成二 事務局次長 西村 功

情報システム課長 金高 裕一 他

4 議 題

審議事項

直近公表日から5年を経過する前の再評価実施のための特定個人情報保護評価に係る第三者点検について

報告事項

情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

5 傍 聴 人 なし

6 議事の要旨

審議事項

直近公表日から5年を経過する前の再評価実施のための特定個人情報保護評価に係る第三者点検について

(会 長) それでは、議題の審議に入らせていただく。

審議事項は、「直近公表日から5年を経過する前の再評価実施のための特定個人情報保護評価に係る第三者点検」について審議を行う。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) まず我々兵庫県広域連合は、市町と協力し後期高齢者医療制度を確実なものとしていくというものだが、その際に我々が利用しているシステムは2つある。

1つは、標準システムと呼んでいる後期高齢者医療広域連合電算処理システム。もう一つが、後ほど説明するが、情報連携の際に利用している中間サーバ

一。この2つのシステムを使いながら、日々、業務を行っている。

そのシステムにおいて、いわゆる特定個人情報ファイルを利用しているため、その特定個人情報ファイルを利用する場合に、一定規模以上の特定個人情報を扱う場合は、今回お願いしている特定個人情報保護評価が我々に義務づけられている。

今回の主題は、この冊子になっている特定個人情報保護評価書の修正案の内容を確認いただきたいが、今回、就任後、この内容での審議は初めての委員もおられるので、多少回り道にはなるが、その前提となる話も、最初にお時間を頂いた上で、内容の審議に入っていただけたらと思う。

最初に、これまでの簡単な経緯を説明して、その後、この特定個人情報保護評価に関する手続を説明した上で、内容に入る。

まず経緯について、特定個人情報保護評価は、社会保障・税番号制度、マイナンバー制度が始まった平成27年に、我々も含めて特定個人情報ファイルを利用する業務を持っているところについては実施することになった。その後、平成29年7月に情報連携が始まった。

この情報連携が何かというと、システム的に国の情報提供ネットワークと接続を開始したということである。これはどういうことかいうと、市町も含めてだが、これまで様々な手続に当たって、証明書等が必要になったような場合は、市役所に来ていただいて紙で提出していただく手続が多々あったわけだが、このマイナンバー法が制定されたことにより、法律で定められた範囲の書類については、紙で提出する必要はなく、ネットワークを通じて電子的にやり取りをすることで、本人の負担軽減や、行政の効率を図るというような取り組みが開始されたものである。

それに伴い、この特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えるという扱いになったことから、平成29年に、今回と同じように審査いただいて、平成29年2月22日に、特定個人情報保護評価書、1回目の見直しを行ったところである。

今回については、大きな制度変更や、新たなシステムができたということではない。

ただ、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針というものがあり、規則では「一定期間を経過するごとに、再び特定個人情報保護評価を実施するよう努める」という規定がある。

その一定期間がどれぐらいの期間かというところ、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前ということである。

平成29年2月22日に前回の公表をしたので、5年を経過する前、つまり今年の2月中旬頃までには改訂版を出さなければならないということで、今回

の修正の運びとなった。以上が、今回この第三者点検を行っていただく経緯である。

続いて、手続きについて、説明を行う。

これも、先ほど申し上げた規則の第7条に記載がある。第7条第2項に、「評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求める」、いわゆるパブリックコメントについての規定がある。第4項では、「個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関」云々で意見を聞きということで、これが今回お願いしている第三者点検、条例等で設置が規定されている特定個人情報保護審査会がこれに該当し、評価をお願いしているということである。

本日頂いた意見を基に、最終的な評価書をつくった上で提出をし、公表するというステップが必要になり、その規則に則り今回の手続を進めている。

まずパブリックコメントについて、昨年12月6日から今年1月5日までの31日間、ホームページ及び事務局の窓口や県内の市町の窓口で、保護評価書の修正案一式を公表した上で意見を募った。

結果は、特に意見がなかったため、今回出しているこの資料については、事務局の原案どおりの文を一旦提出している。

続いて、第三者点検の実施について、この後実施いただくが、それを経て、最終的に本日頂く答申を踏まえ、最終版の特定個人情報保護評価書を作成した上で、個人情報保護委員会に提出し、マイナンバー保護評価Webで公表を行う。ただ、そこを検索する方は少ないと考えるので、当広域連合のホームページにも同じく掲載する。

個人情報保護委員会とは何かというと、特定個人情報を含む個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために、個人情報保護法に基づき、内閣府の外局として平成28年1月に設置された独立性の高い国の機関である。

具体的には、個人情報保護に関する基本方針の策定・推進や、行政機関・事業者等、特定個人情報の取扱者に対する監視・監査等を行っており、この特定個人情報保護評価書の提出先にもなっている。

以上、過去の簡単な経緯と今回の評価書の見直しに係る手続きについて説明を行った。

それでは、前置きが大変長くなったが、内容を説明する。

まず、最初に説明したとおり、我々は標準システムを使って業務を行っているが、名前のおりこの標準システムというのが、全国の広域連合が共通で利用しているシステムである。

後期高齢者医療制度の所管官庁である厚生労働省が、後期高齢の事務を行うに当たって、この評価書のひな形をつくっており、我々も基本的には、そのひ

な形に基づいて評価書の作成を行っている。

ただ、システムは共通のものを使っているが、運用については、それぞれ各広域連合が工夫を凝らして行っており、またシステムもあてがわれたものをそのまま使うだけではなく、少しアレンジを加えて使っているケースもあるので、その辺りについては、この保護評価書についても、手を加える必要があるということである。

今回、幾つか前回から修正をしているが、それを抜粋した一覧表が今回の修正点の全てである。

ただ、分量が多いので、その内容を分類化したものが1枚目の資料の主な修正点の3点である。

おおむね主要な修正点については、この3点に集約しているが、1点目は、先ほど申し上げた兵庫広域独自の利用に伴う修正である。

2点目、3点目につきましては、厚労省のひな形に基づく修正内容ということで、基本的には、厚生労働省の記載を踏襲したような記述である。

という前提の下で、一つずつ説明を行うが、まず1点目、特定個人情報ファイルの委託事項の追加である。

この追加の背景だが、昨年10月にオンライン資格確認等システムの本格運用が開始され、マイナンバーカードを医療機関に持っていけば、対応している医療機関ではそれを健康保険証代わりに利用できるというものである。

当然、券面等にはそのような記載事項は一切ないが、医療機関に置いているカードリーダーにかざすと、医療機関のほうで、画面上、最新の資格の情報を確認できるというもので、レセプト等の誤請求が減るなどの効果が期待されている。

例えば引っ越しした後に、古い被保険者証で受診してしまい、請求を依頼しようとしたときに、すでに転出してしまっていると、手続きが複雑になるということがあったが、そのようなケースが減るのではないかとされている。

これまでは、情報連携というのは行政機関の間でのやり取りが主であったが、このオンライン資格確認等システムが始まることで、行く行くは全国の医療機関に対して、我々の処理結果のデータを参照できるようになっていくので、影響や重要度は格段に高まる。その分、事務もますます迅速かつ厳格に行わなければならないし、万が一間違いがあった場合は、迅速に直さなければ、別の方の情報を開いてしまうような事故にもつながる可能性もある、非常にシビアな部分である。

この辺りの処理を行うのが、情報システム課だが、私以下、課員4名しかおらず、また広域連合という性質上、職員が2年、3年で変わってしまうため、技術の蓄積などが難しいということもあり、この辺りの事務を兵庫県の国保連

合会に少し支援を仰ぎたいということである。

国保連合会は、国民健康保険法に基づき都道府県単位に設立されており、都道府県や市町村の国民健康保険の保険者や国民健康保険組合の会員となって共同で事務を行っている。

健康保険業務全般のプロフェッショナルな集団であるのと、システム部門もすごく充実しており、そこのシステムの担当の方に一部、我々の業務をお手伝いいただくということで、この委託事項の追加を考えている。これが第1点目、特定個人情報ファイルの委託事項の追加である。

2点目に、リスクを軽減させる変更について、これもこの中で2つのパターンを記載している。まず1つ目は、パスワードのルールについて、パスワードは規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用すると記載している。まず変更前の厚労省のひな形では、「パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。」となっている。これが新しいひな形になると、「パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。」と変更されている。

当初は、同じパスワードを長期間使い続けると、それだけ運用のリスクが増えるため定期的に変更すべきであるという考え方だったが、運用をしていくなかで、定期的に変更すると覚えるのが大変なので最後の1文字を変えただけの簡単なパスワードにしてしまうというような事例が散見された。そこで、いわゆる文字列になっているような単語は使わず、自分は覚えやすいが、複雑なパスワードをつけたほうが、まだセキュリティーが高いのではないかと考えた結果だと思うが、そういう背景があり、この変更が行われてきたと推測している。

2つ目は、「特定個人情報ファイルについて不正な運用が行われていないかを監査する。」という記載である。

もともとは「点検する」という表現だったのが、「監査する」と変更され、より厳格に、万が一何かあった場合は、手続を取った上で再発防止を含めて手続を行うことという趣旨であろうということであるので、我々のほうも、「点検」から「監査」と表現を変えた。

続いて、その他について、少し形式的な変更が多いが、1つは、番号法改正に伴う変更で、第19条第4号の新設に伴う号ずれ対応となる。第19条というのは、特定個人情報の提供の制限についてである。もともと第1号から第16号までが、提供して良い場合の規定だったが、この条中に、例えば転職したとき等に、本人の同意があれば、前の職場から新しい職場に特定個人情報を提供しても良いという4号の規定を追加したことで、例えば第7号に規定されていた情報提供ネットワーク等を介した情報提供については、第8号に繰り下げられるというような修正である。

その他についての最後は、技術的な部分で、標準システムのバージョンアップが頻繁にあり、時々その記録項目が増えるのだが、そのたびに、少し記載が追加されるところがあり、今回も項番22、23あたりが新たに項目として追加されており、この機会に併せて修正させていただいている。

以上、主な修正点について説明を行った。

その他については、軽微な修正や文言の修正など、形式的な変更が主である。

このあたりが、前回から5年経過して、再実施に当たって点検をしたところ、修正すべきではなかろうかということで、修正案として今回提出させていただいた。

(会 長) 今の事務局の説明に関して、意見・質問等はあるか。

特にお二人の委員は初めてで、誠に申し訳ないが、分かりにくい部分もあったのではないかと思う。

(委 員) 書いてあったかもしれないが、兵庫県後期高齢者医療広域連合が委託をするときのセキュリティーは、どうなっているか。当然、兵庫県のやっているものなので、信用性はあると思うが、そこが気になる。

(事務局) セキュリティーについては、我々が準備した場所で事務をしていただくようにしている。それと契約上、我々のセキュリティーポリシー等を遵守いただく契約にしており、我々と同等の守秘義務を果たしていただくということである。

(委 員) こちらに業者の方が来られてということか。

(事務局) はい。

(委 員) 扱うのは個人情報であるため、当然、慣れておられるのかもしれないが、一応、遵守してくださいということであるが、その辺りの担保というか、対応など、県がやっているものであるから、信頼しているということか。

(事務局) ここの国保連に対しては、そのような支援業務であるが、実際の機械を動かして処理するのは、また別のシステムベンダーに委託することもあるので、それも含めてである。委託については、それぞれの契約の中で縛った上、我々と同等のセキュリティーを保っていただくということを遵守していただくということである。

国保連の方々は、割と我々の目が届くところにはいるが、システムベンダーなどについては、その都度、必要に応じて、それこそ監査を行って、セキュリティー条件の確認なども行っており、その辺りは、なるべく手厚くやっているとは思っている。

(会 長) 要するに、契約のときにセキュリティーポリシーを遵守するということ適切にしているということか。

(事務局) そのとおりである。

(会 長) 今の部分は兵庫県の国保連联合会についてだが、修正点の24番では、「アトラ

ス情報サービス株式会社」から「株式会社コアジャパン」に変わっている。そこでも同じように、対応しているということか。ほかに委託先はあるのか。

(事務局) 冊子の28ページ以降に、委託先、委託連携機関を挙げている。

(会長) それについても適切にしているということか。

(事務局) そのとおりである。

(会長) それと、委託の再委託があるかないかというのも、もちろん適切にされているということか。

(事務局) 再委託がある場合は、必ず我々の承認が要るということになっている。

(会長) ほかにないか。

(委員) 最初の話で、非常にたくさんの対象者が増えたということだったし、今、本当に私もセキュリティーだけが一番どうなのかなというのが、やはり不安に思っていた。監査によって、それぞれ個別の業者のセキュリティーは確認されているということであるが、過去の、5年にならない、この間というところでの何か情報の修正とか、そういうことでの事案の発生は一切ないということか。

(事務局) 特にはない。

(委員) ということは、セキュリティーは今のところ正常だということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 委託内容の中だが、全国の医療機関とも利用ルート拡大がされていくということか。既にされているのか。

(事務局) この評価書で、9ページに図があるが、左側が広域連合である。そこから先ほど説明を行った、中間サーバー統合専用端末というところを介して、右側の中間サーバーのところに我々の情報を送って、右上のオンライン資格確認等システムというところに、先ほどの資格情報を送ることで、医療機関のほうで見れるということになる。ここから先は、オンライン資格確認等システムのほうで制御するということであるので、我々の義務としては、ここに正しい正確な情報を届けることということが一番重要になる。この情報が正確でないと、先ほど申し上げたとおり、別人の情報が見えてしまったりすると大問題になるので、その部分を、万が一何かあったときに迅速に対応するという体制を強化するという意味で、委託をお願いしたいと思っている。

(委員) 確実に対応がしっかりとしているという確認書があればいいのだが。

(事務局) その辺りは、定期的におかしいものは、連絡が来るようになっている。その都度、おかしいものを潰すということで、日々、最新情報に更新するように対策を取っている。

(委員) おかしいというのは、どこから情報が入ってくるのか。

(事務局) この取りまとめ機関というか、いわゆる中間サーバーの運用については、社会保険診療報酬支払基金や国保中央会という組織に、全国の広域連合が委託し

ており、そこが日々チェックをいただいて、おかしいところがあれば連絡を取り合うようになっている。

(委員) ここがずっと監視しているということか。

(事務局) そのとおりである。国保連合会が国保中央会に委託している。

我々は、一応、システムの管理というか、我々のシステムという扱いであるが、標準システム同様、全国共通のシステムなので、一律にやったほうが効率的であろうということで集約されたということである。

(委員) 今までシステムの中でセキュリティー関係の問題などはなかったのですか。

(事務局) ほかの団体が、被保険者の個人番号を重複して間違っつけているようなケースもあつたりはするが、それはどこが悪いのかというのは分からないので、一旦連絡は来るが、これはうちではないと返して、うちは大丈夫だというようなケースは結構多かつた。

(委員) その程度か。

(事務局) そうである。

(委員) かなり職員さんが2、3年で変わるというところでの、そういう、どちらかという、外部とか、中間サーバーじゃなくて、職員さんのほうのそのところのシステムというか、お互いの情報共有とか、そごがないような、そういうところの確保も、多分、過去5年にも、何回か変わられているということがあつたらうけれども、これから先も、その点はあるだろうし、確保はしていただきたい。

(事務局) その点はマニュアルをつくる等徹底しないといけないと考えている。

(委員) ここでは見えない部分だな。

(事務局) その辺りはこの仕事以外でも、定期的に人員が変わるとするのは、我々の弱点であるため、マニュアルをつくるなり、引継ぎをしっかりとするというところは、心がけてやっているというところである。

(委員) 初歩的なことだが、高齢者をいろいろ扱っている状況があるため、このパスワードの組み合わせというのは、非常に高齢者の方にとっては難易度が高いというのがよくあるが、100万人近くの対象の中で、実際のところ、マイナンバーカードの申請は、どれくらい兵庫県ではできているのか。

(事務局) 兵庫県の高齢者、我々の範囲だけにはなるが、40%ぐらいである。75歳以上で45%程度だと出ている。兵庫県はかなり成績がいいほうである。

(委員) いいほうか。

(事務局) 75歳以上だが、宮崎県が50%台で第1位、兵庫県は全国第2位である。

(委員) それはなぜか。

(事務局) 原因まではわからない。

(会長) 宮崎県は、図書の利用も最初からそれで始めたので、普及が早かつたという

話があった。

(事務局) 個人的な意見だが、県と大都市の市長が賛成派の省庁出身の方というところが大きいと思う。私の出身の田舎の姫路も、尻をたたかれて洪々励んでいるといううわさを聞いたことがある。

(委員) 宮崎県のような政策はあったのか。

(事務局) 各市町、特典がつくとか、工夫されているのは聞く。インセンティブみたいなものはあるだろうが、それはどこの県でも、市町でもしているとは思う。

(委員) 40%台で第2位なんだという、ちょっとある意味、低いと感じてしまいましたけれども、情報管理をしていく中で、4割以外の、あとの6割の方はどうなのかとなったときに、さらにそういうところが推進できたらいいのにと、今、初めての経験で思ったが、特に何か推進しているわけではないのか。

(事務局) おそらく数年前までは、20%とか10%ぐらいだったと思う。ただ、保険証利用であるとか、それぞれメリットが出てから、少しずつ増えてきたので、我々としてもあまり2つのシステムを並行するよりも、どちらかが100%のほうありがたいが、少しできるだけそういうお互いの利便性、安全性が高い方向に誘導というか、何かの機会にリーフレットやパンフレットを配って、メリットを提示していく機会を増やしていこうと思っている。100%になるのは難しいかなと思う。

(委員) これだけの情報をしっかり管理しているのに、母体が少ないというのが、どうなのかなと思うが、セキュリティーがしっかりされているということも、今、お聞きしたので、平成20何年からか、特に大きな問題がないという。

(委員) パブリックコメントというのは、大体、意見はなかったとか、こんな感じなのか。

(事務局) やはり意見も出しにくいのかなというところではある。それと大体ほかのところも含めて、5年経過するようなところが増えてきてはいるので、興味がある方が少ないとか、ちょっとそのあたりはよくわかりません。

(委員) 5年前に一度見直しをしているとき、このときのパブリックコメントは。

(事務局) そのときもしているはずだが、そのときもなかった。

パブリックコメントをして、期間を設けても、なかなか意見を頂くということはないのかなと。正直、私も地元にいるときにパブリックコメント等をやっても、なかなか意見を頂くということはない。よほど市民の方、町民の方に身近に接する部分だったら、興味を持っていただいて、意見を頂くこともあるが、この件については、なかなか意見を頂いてはいない。

福祉計画の改定するときなどでもパブリックコメントをするが、意見が少なかった場合、議会から、君らは助かるやろうけども、全然市民のためになっていないというお叱りは受けるのが課題であるが、なかなか広報とか工夫しても、

難しい。

- (委 員) この配布場所というのが、事務局とホームページと市区町の窓口の3か所か。これはどういう形で置いているのか。
- (事務局) 冊子にして、台の上に置いている。
- (委 員) 例えばこのような説明書の下のようなものを一緒に置いたりとか。
- (事務局) 簡単な説明文については、添付するか、別紙としたものを一番表につけて、その上で、今回の案としているもの、パブリックコメントの際は、あくまで全体的に見ていただくというところがあるので、赤字化はしていないが、黒字化したものを挙げて、変更箇所一覧等もつけてはいない。
- (委 員) 確かにパブリックコメントはしにくいとは思いますが、兵庫県の人口が540万人いて、ゼロというのは。もう少し工夫をして、説明をして、1件や2件でもあったほうがいいのかというような感じがする。
- (会 長) 委員の私たちでも、これを見てすぐに分かるかと言ったら、分からないので、パブリックコメントで、これを見てどうするかというのは、なかなか難しい。それでも、内容を全部説明して、今日のように一般にやるということ自体も、なかなか難しいと思う。
- (委 員) 例えばよく分からないところという、そういうようなものもないんですよね。ゼロというのは少し寂しいなと思う。
- (事務局) おっしゃるとおりである。
- (会 長) 神戸新聞を活用して新聞広告で、パブリックコメントをくださいというのはどうか。
- (委 員) 例えば、このホームページというのは、広域連合のホームページのことか。
- (事務局) そうだ。確かに、我々のホームページは人気のあるホームページというわけではないので、なかなか難しい。
- (会 長) 案件自体、何か大きな問題になっているものではないので、関心もないだろうから。
- (事務局) そのとおりである。社会的に賛否が分かれるようなものであれば、関心も高いのかもしれないが、淡々と粛々とやらせていただいているという業務なので、なかなか目立たないというか、ある意味目立たないということは、我々も適切に出来ているということになっているとは思う。
- (委 員) どれだけ効果があるか分からないが、例えば市区町のホームページからリンクするのはどうか。市区町の後期高齢者医療担当課の窓口においてあるということだが、実際に行かないと分からない。
- (委 員) ゼロが安心材料というよりも、そこにまで情報が行き届いておらず、またもちろん興味や理解、いろいろなこともあると思うが、それがスムーズに意見として出せない状況があるとすると、その辺にもちょっと重い意味があると思う。

もう少しその辺りの原因というか、もちろん周知をするという手段というのも非常に重要であるし、ホームページをいろいろやっても、見ている件数というのは本当に少ないというのをよく聞く。どのように広めていけば良いかというところで、高齢者をターゲットにするのは難しいので、ある程度の若年に向けてやるのが、高齢者にもつながっていく手段になれば良いと思う。この年代の一番弱いところで、どのように情報発信すると、こういう意見の反映につながっていくか、5年前も意見がなかったのでやはり懸念はある。ただ、それが届いていないことによって、意見がこちらのほうに吸い上がってこないのであれば、その辺がなかなかちょっと接点としてうまくつながっていないようにも思うので、そこのところをもう少し、何か意見が出てくれば良いかなというふうに思う。

(会 長) ほかにないか。今の問題は、これとはあまり関係ないことになるかと思うが、先ほどの委員のように、市を通じて、もう少し多くの人まで届くような、何かをしていただくことがあればいいと思う。

(事務局) すぐに妙案が浮かばない。

(会 長) 反対にパブリックコメントが出てこないような広報の仕方をわざとしているのではないかと疑問が出てくるわけである。

(事務局) それは、我々も非常に勘案していた。市町のするパブリックコメントの広報レベルでする必要があるのではないかと考えて行った結果がこうだというふうには思っている。委員のおっしゃったように、各市町への協力要請も、後期高齢者医療というのは、市町と我々の役割分担をして事業を展開しているので、こういったことも含めて、パンフレットを置いていただくだけではなく、市町のホームページへの掲載等も協力要請していく必要があるなと思う。

(会 長) ほかにないか。

(委 員) パスワードで、推測されにくいものを使用するところの説明で、例えば定期的に変えるのを、最後の一字を変えるとか、それは兵庫県の場合はなく、どこかほかの。

(事務局) 一般論として申し上げたお話で、特にどこがどのようにしているかまでは把握しておりません。

(委 員) あるのではないかという推測か。

(事務局) そういう話をよく聞くという話である。私も、例えば1か月に1回変えろと言われてしまうと、そんなに新しいパスワードはなかなか思いつかないので、ついついそういうことをやってしまうだろうと、自分に置き換えて考えても、そのような感じかなということであり、複雑なものを1回頭を使って考えて、それが漏れないように使っていくほうが安全性は高いという認識に最近はなってきたのかなというようなことである。

- (委員) それと、全国のシステムで、先ほど言ったようなトラブルがあったことはないか。
- (事務局) 特段、それで問題になったとか、そういう話はない。
- (委員) ひな形の、ここに書いている添付内容、今も基本、これでいいかというところか。
- (会長) そうである。
- (委員) パスワードに関しては、逆に分かりにくいという表現でもあるが、書面上、この資料にはこう書くしかないのかなと。ただ、実際にそれを、どういうふうにされていくのかというと、なかなか見えにくいかなというのがあるが、文章上は、こういう表現になるのか。
- (会長) これは国がサンプルとしているものである。
- (事務局) そのとおりである。それを少し変えるにしても、その理由もなかなか難しいと思う。
- (会長) これだけパスワードの問題は非常に大きな問題で、こういうシステムだけでなく、世の中全体にわたる大きな問題で、それじゃあこれはどうしたらいいのかと言って、これを設定した人に聞いても、具体的に言うことはできないわけである。要するに、毎回変えてと言ったら忘れてしまうから、どこかにメモを取っておこうとすること自体がアウトであるし、その辺りが難しい。だから、残念ながらこのぐらいしか書けない。
- (会長) 前後するが、最後に報告事項というのがございますね。その実施状況において、どういう問題があったかなどの報告があって、それがこの評価書に何か変化をもたらしているということはないか。
- (事務局) それはない。情報開示請求とか個人情報の開示に当たっての報告で、過去、定期的に委員の皆様へ報告していたが、ここ2年ほどはしっかりできていなかったもので、今回この場をお借りして報告するものである。
- (会長) 分かりました。先ほど、質はともかく、利用が増えた。要するに、対象となる人の数が100万人にもなって、スケールの変化によって、システムあるいはその他のことで変化があったか。
- (事務局) 徐々に増えていくということで、当然、少し処理時間も増えるということはあるが、その辺りは今の標準システムでするにはカバーしているだろうとは思いますが、ただ、今少し増えたからどうなるかという、表立ったことはないかと思う。
- (会長) 今の段階ではないと。システムとしては、そういうふうにとんどんトランザクションが増えてきたときに、いろんな大きなミスや、問題が出ることもある。だから、そういうふうにはまだ至っていないと。
- (事務局) そのとおりである。ただ、我々のシステムも数年ごとに1回更新をかけているので、直近では令和6年4月を目標に次のシステムがまた更新される予定で

あるので、その都度、それなりの性能アップはされているだろうと思う。

(会 長) 承知した。いかがか。よろしいか。

(全委員) 異議なし。

(会 長) それでは、意見も出尽くしたようなので、この審議案件について、審査会としての意見を取りまとめたいと思う。

まず、特定個人情報保護評価書の点検結果については、「本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないと考えるので妥当である。」としてはいかがか。

それから、次に、特定個人情報の保護のための必要な措置だが、これについては、「特定個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、引き続き、特定個人情報保護のためのリスク対策を評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。」としてはいかがか。よろしいか。

以上、2点で、今回の意見をまとめたいと思うが、よろしいか。

(全委員) 異議なし。

(会 長) それでは、今の結論を意見書としてまとめたいと思うので、しばらくお待ちいただきたい。

(事務局が意見書案を委員に配付)

(会 長) それでは、今、配付されました意見書案を確認させていただく。

(事務局) 読み上げさせていただく。

意見書案。

直近公表日から5年を経過する前の再評価実施のための特定個人情報保護評価に係る第三者点検について、本審査会の意見は下記のとおりである。

1. 特定個人情報保護評価書の点検結果について

本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないと考えるので妥当である。

2. 特定個人情報の保護のための必要な措置

特定個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、引き続き、特定個人情報保護のためのリスク対策を評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

(会 長) この意見書案についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(会 長) それでは、広域連合長への意見書であるが、今確認した意見書案の内容で、私と事務局で調整の上、作成してよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

報告事項

情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

(会 長) それでは、次に報告事項に移らせていただく。

最初に、報告事項①番の「情報公開・個人情報保護制度の実施状況について」、事務局からの説明をお願いします。

(事務局) 最後の資料、第15回兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会資料に基づいて、報告を行う。

情報公開・個人情報保護制度の実施状況についての報告である。

本日は、令和元年度・2年度の実施状況について報告を行う。

まず、情報公開制度の実施状況であるが、令和元年度は、請求件数が6件、その処理状況は、開示が3件、部分開示が3件であった。

部分開示のうち2件は、該当文書に氏名・住所など個人情報の記載があったため、残りの1件は、委託契約書の受託者欄の実印の印影を判別できないよう加工し、部分開示とした

次に、令和2年度は、請求件数が4件で、開示が1件、部分開示が2件、取下げが1件であった。

部分開示の2件は、氏名・住所・メールアドレスなどを非開示とした。

続きまして、個人情報保護制度の運用状況であるが、被保険者本人が遺族等からの開示請求で、診療履歴やレセプト、葬祭費の申請書の開示請求があった。

令和元年度は、請求件数が30件で、開示が28件、部分開示が2件であった。部分開示の2件は、氏名・住所などを非開示とした。

令和2年度の請求件数が46件で、開示が42件、部分開示が3件、取下げが1件である。部分開示の3件は、氏名や住所、口座情報を非開示した。

なお、訂正請求・利用停止請求はなかった。

また、運用に当たっては、関係法令や広域連合の後期高齢者医療診療報酬明細書等の開示に関する取扱要領に基づき行った。

次に、目的外利用及び第三者提供の状況については、表に記載のとおりである。

1については、弁護士照会や捜査事項照会など法令で定めがあるとき。2は、労働基準監督署からの動作に関わる状態などである。本人の提供または本人同

意があるときに限る。4は、あらかじめ当審査会の意見を聞いた上で、公益上必要があると認めるときであるが、令和2年度からは、当審査会で類型化いただいた、5の法律等に基づく監査及び指導等と認められるとき及び6の構成市町が行う住民の健康を維持増進させるための事業に関する調査研究、計画の策定、施策の立案や事業の効果の検証などに認められるときに振り分けしている。

なお、この実施状況については、令和元年度分は令和2年12月8日に、令和2年度分は令和3年9月1日にホームページ上で公表している。

(会 長) ただいまの報告について、何か意見・質問はないか。

取下げというのがあるが、これはどういう意味か。

(事務局) 一旦請求が上がってきたが、本人の意向で取下げるという申出があったので、取下げたものである。

(会 長) 取下げのメリットというのは何があるのか。

(事務局) ご本人のほうで、要と思っていたものが不要になったということである。

(会 長) これは、手数料か何か要るのか。

(事務局) 郵送代とかは実費を頂いているが、特に事務手数料的なものは現在頂いていない。

(会 長) ないのだな。それでは取り下げるメリットというのはいらないのではないか。

(事務局) そのとおりである。ただ、何らかの時点で必要だと思っていたものが不要になったということである。

(会 長) 不要になったと。基準が分かりませんが、ほかの広域連合と比べてどのような感じか。

(委 員) 大阪の情報は分かりますか。

(事務局) 決裁でよく見るのは、捜査関係が一番多い。それは犯罪に比例してあるのだと思う。被害者の場合も、加害者の場合もある。

大阪も同じような形で、健康診査の結果については、審議会のほうで出していいかが上がってきたという情報も聞いているので、件数は少し兵庫広域と違うが、同じような形で出していると思う。

(事務局) あと、薄い親戚ばかりのときに、祖母の葬式代5万円を誰かが取ったというの、全国とは言わなくても、関西であれば、同じような気質で共通のことかと思う。

(事務局) インターネットで確認したところ、例えば大阪の令和2年度だったら、124件だ。個人情報の保護制度の運用状況のところなので、兵庫広域は46件だが、大阪は3倍近い。反対に情報公開は、大阪は1件で兵庫は4件である。

(会 長) ただ、今のお話を聞くと、件数が少ないほうがよりいい社会ということになるんのか。そうとも言えないのか。

- (事務局) 令和2年度の例では、ある個人の方が、広域連合から国へ提出した調査資料を、何か関心を持たれたのかどうかはわからないが、たまたま3回ほど出してこられたので、その関係で4件という件数になっているが、普段はそこまでない。大阪は1件だが、同じくらいの件数になっていたかと思う。
- (会長) 皆様が、この数字をどのように評価しているのかというのを、知りたかったのでお聞きした。
- (事務局) 請求があれば、出せるものは基本開示する。
- (会長) それは分かるが、請求があるほうがいいのか、ないほうがいいのか。
- (事務局) 事務的には、ないほうがいかと。
- (会長) システムとしてはそうである。だが、社会として、どちらが健全なほうになるのかという観点からすると。
- (事務局) 実感としては、利用者が増えたので、件数は右肩上がりになるなという印象は当然ある。
- (事務局) 家族の請求は、やっぱり家族同士、親子で信用できていないのかなと思う。
- (会長) だから、それはないほうがいいわけだな。
- (事務局) そうなります。本人からの請求の場合は、自分の情報を知りたいという権利であるが、家族間でもめていらっしゃるのかなという気になる書類もある。
- (会長) わかりました。その他、何かございますか。委員の皆様、あるいは事務局。よろしいでしょうか。
- (全委員) 異議なし。